

立春です。寒波はまだ遠慮なく訪れてきますが、「冬来りなば春遠からじ」です。寒さももう少しの辛抱でしょう。プロ野球は春季キャンプが始まり、WBC選抜メンバーも順調に調整が出来ているとのニュース。春らしい話題があふれていますが、一方女子柔道界では告発騒動が起こり、こちらは暗い情報です。

下記コラム「私の野球人生」にも見られますが、基本には指導者の人格があると思います。家庭内でのしつけも含め、体罰の捉え方は難しい問題です。

新しい政権に移行し、経済発展が期待されています。そして、それに伴い廃棄物処理業界も右肩上がりです。仕事量が増えてくれれば良いと考えますが、忙しさのあまり、適正処理が疎かにならないように常に環境を意識し、丁寧に資源を循環させなければなりません。

東港金属は廃棄物資源を有効利用するため、毎年僅かでもリサイクル率を上げる工夫、努力を続けています。非鉄・スクラップの買取り、産業廃棄物等、身近なリサイクルパートナーとしてお気軽にご相談ください。



★羅針盤

鉄・非鉄スクラップ・市況からの2月予測

営業部 Y の考察

- 鉄スクラップ → 考察) 鉄に関しては、年明け東京製鉄所宇都宮工場28,500円/トンでスタート。上げ止まりとの予想に反し輸出の伸びが影響し、31日現在31,000円/トンまで上昇。しかしながら国内の電炉、高炉で荷止や受け入れ制限も出ている為、2月は横ばいもしくは、下げが予想されます。
- 銅 → 考察) 米国の財政の崖の回避によりLME7,945ドル/トンでスタートしましたが、国内銅建値に至っては、いきなり60,000円UPの760,000円/トンに。そして31日現在LME8,200ドル/トン。円安、米国、アジアの株の上昇に2月は、まだまだ上がると思われます。
- アルミ → 考察) LME2,070ドル/トンでスタート。最終的に2,100ドル/トン台と大きな動きはありませんでした。2月に至っても同様横ばいと思われます。
- プラスチック → 考察) 円安、原油高で上がる要素は、あるものの需要が上がる気配が見られないため、2月は1月同様変化は見られ無いです。

1月予測の自己評価

鉄スクラップ	×	アルミ	×
銅	○	プラスチック	○



私の野球人生

(第2回)

小学校4年生で調布リトルリーグに入ることによって始まった私の野球人生は、5年生でAチーム入りし遠征が始まりました。平日は練習です。学校が終わると毎日夜9時、10時まで行われ家に帰ると勉強する時間もなくてご飯を食べ、お風呂に入っすぐ寝る、休日は遠征という日々が続き、最後の6年生を迎えました。

リトルリーグはアメリカルールで行われているため、生年月日により6年生の秋で終了する者、中学1年生の夏までできる者などに分かれます。私は幸か不幸か6年生で終了できる5月生まれでした。大会は、今のチーム数とは違うため、当時は関東、全国と二つのメイン大会があり、当然日本一を狙い練習しており、最終目的は世界を目指していました。結果は、こんなに練習し、殴られ、我慢してやってきたのに、全国大会にもいけずに敗退してしまい、結果が出ず泣きまくったのを46歳になった今でも思い出します。救いは、監督から、負けたのは監督のせい、みんなは良く耐えてきてくれた、申し訳ない。その言葉でした。そして鬼の目にも涙という言葉がありますが、監督も泣いてくれた姿は今でも目に焼き付いています。

すごく苦しくつらい日々でしたが、監督のその言葉で、やってきて良かった、耐えてきて良かったと心から思い、試合には勝てませんでした。が、忍耐力、協調性、殴られる痛み(現在なら社会問題になっている体罰ですが)、熱血指導と紙一重なのだと思います)も、努力の後には必ず成果があるということを学んだ小学生時代でした。今回は、中学生(調布シニアリーグ)時代の経験をお話できればと思います。



溝口 仁(営業部)

また、市町村が集める品目は、対象品目全ての中から自治体が定めることとなりますので、認定事業者は対象品目全てを引取る必要があり、一部の品目に限った再資源化事業計画では認定を受けることはできません。

QV: 今後のスケジュールについて

AV: (予定を含む)

- 平成25年2月: 基本方針等の公布、関係するガイドラインの公表
- 平成25年2~3月: 市町村を対象とした、説明会及び認定事業者候補とのマッチングの実施
- 平成25年4月1日: 小型家電リサイクル法 全面施行、再資源化事業計画の申請受付
- 認定を受けた認定事業者は市町村と順次契約を開始

★羅針盤

小型家電リサイクルのQ&A

小型家電リサイクル法が平成25年4月1日より施行予定です。ガイドライン等が確定しておりませんので、ここでは、経済産業省ホームページから事業者向けQ&Aの一部を、紙面の都合で要約してお知らせいたします。全てのQ&Aは下記のURLをご参照ください。
http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/11/pdf/qa.pdf

Q I: 認定事業者は廃棄物処理業の許可が不要になるのか。また、その範囲はどこまでか。

A I: 申請時の再資源化事業計画に記載された認定事業者及びその委託先の事業者は、廃棄物処理法における一般廃棄物及び産業廃棄物の廃棄物処理業の許可無しで、使用済小型家電の再資源化を実施することが可能です。

※許可不要となる委託先の事業者とは、認定事業者から直接に委託を受け、かつ、再資源化事業計画に位置付けられた者に限られます。また、再委託は禁止されています。

※廃棄物処理業の許可は不要ですが、一般廃棄物処理施設の設置の許可は必要です。

Q II: どのような者が認定事業者になれるのか。

A II: 特定業種等の限定はなく、要件に合致する者は認定事業者になることができます。要件の例として、①経理的基礎を有すること、②対象とする区域が隣接する3都府県(北海道及び沖縄を除く)以上の区域、かつその区域の人口密度が1,000人/km²未満であること、等です。

Q III: 再資源化事業の内容はどのようなものを想定しているのか。

A III: 引き渡しを受けた使用済小型家電から、各種の有用資源を高度に分離すること、極力可能な範囲でフロン類・小形二次電池等を回収すること、引き渡しから再資源化、最終処分が終了するまでの一連の行程を明確にすること、個人情報を含む機器の処理に際しては個人情報保護策をとること等々を、申請にあたっては明確にする必要があります。また、回収資源量等を把握し、毎年国に対して報告することが求められます。

Q IV: 認定事業者は、認定された収集区域内の市町村から使用済小型家電の引取りを求められたときには引取義務が生じるのか。また、一部の品目のみを手がけることは可能か。

A IV: 正当な理由がある場合を除き、引取義務があります。なお、引取りを拒否できる正当な理由として、引取りの条件が使用済小型家電に係る通常の取引条件と比べて、著しく異なるといったことが主に挙げられます。